

[事案 2022-130] 新契約無効請求

・令和4年12月12日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2022-131] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年6月に契約した養老保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料と解約返戻金の差額を支払ってほしい。

- (1)募集人から、通院保障が付いていると聞いたため本契約に加入した。通院保障がないことを知っていれば、加入することはなかった。
- (2)本契約と同時に申し込みをした妻の契約では、申込書の死亡保険金受取人に記載された自分の名前が間違っていた。また、通院保障が付いている保険があると嘘を言ったり、電話で怒鳴ったりするなど、募集人に対して不信感を抱いた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書で保障内容のページの図を用いて、基本契約の保障内容を説明し、特約により支払われる入院日額等を説明した。
- (2)意向確認書や設計書において、疾病傷害入院特約は、「入院費用・入院中の手術費用」に備えるもので、「1日以上入院した場合」に保険金が支払われることが記載されているが、通院保障に関する記載はない。そのため、申立人が通院保障が付いていると誤認する理由はない。
- (3)当社の商品には、通院保障が付いているものがないことから、募集人は申立人に対してだけでなく、これまでに通院保障が付いているとの説明をしたことがない。
- (4)申立人が、募集人に不信感を抱いたとしても、本契約が無効となる理由にはならない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人妻、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。